



図書館だより



書架整理とレファレンスの報告

夏期書架整理を終えて

今年も8月上旬に書架整理のため臨時休館とさせていただきます。利用者の方々には大変にご不便をお掛けしました。

当館の蔵書は、年間約3,000冊ずつ増加しており、7階書架はほぼ満杯の状態となっています。利用者からは新刊本が少ない、とのご指摘をうけることもありますが、実際は古い本に埋もれて見つけにくくなっているからだと思います。こうした状況も踏まえ、書架の活性化を図る必要が生じております。そこで、ここ数年は本のウィーディング（除架。書架から本を物理的に取り除くこと）を積極的に行ない、古い版の本や利用頻度が低いと思われる古い本などを8階集密書架に移動させております（*これらウィーディングした本も従前通り自由にご利用いただけます）。

今回の作業では、①改訂版がでている本のうち最新の3冊分だけを7階書架に残し、それより古い版は8階へ移動、②民法、商法、刑法、民事訴訟法、刑事訴訟法、国際法などの分野については1945年以前に出版され、ここ数年貸し出された形跡がない本も8階へ移動することとしました。

今後も図書館サービスの改善に努めてまいりますので、ご利用の際に不都合な点、わかりにくい点などございましたら、遠慮なくご指摘いただければと存じます。

最近のレファレンスから

【質問事項】

条約の日本語訳について、①誰が日本語に訳すのか、②条約の公定訳はあるのか。

【調査経過】

根拠となる法令なり条約が不明であったので、国際

条約の分野にあたりをつけて探したところ、「条約法条約」というキーワードを発見しました。正式名称は「条約法に関するウィーン条約」です。

このうち「条約法（日本の国際法事例研究5）」（国際法事例研究会／著、2001年慶応義塾大学出版会／刊、請求記号329.9-K31）に条約の正文と訳文についての記述がありました。

【× モ】

日本の慣行では、相手国言語のみが正文の条約はつくない。一番多いのは二国両国の言語の二カ国語で、次に両国の言語に加え英語の三カ国語、そして租税条約のように英語のOECDモデル条約がある場合には英語のみが正文である条約もある、と上記の本に紹介されています。

また、多数国間条約の場合、日本語が正文であることが少ないので、国会で承認を得る場合には公定訳が提出される。例えば、1970年の特許協力条約は「事務局長」と呼ばれる人が関係政府との協議のうえ、日本語をはじめとする総会の指定する言語による公定訳文を作成する必要があるが、このような場合、国会に提出される訳文がそのまま使用される、とありました。

このほかに、原文中のミスについての処置や訳語変更の処置についての国会答弁、公定訳について裁判で争う場合についても若干紹介されています。

ちなみに「国際条約集」（大沼保昭／編集代表、2006年有斐閣／刊、請求記号329.91-Y3-2006）掲載の日本語訳は正文や公定訳があるものについてはそれに従い、正文や公定訳がないものについては、編集者である学者の訳文が掲載されている、と同書の巻頭に記載されています。

（合同図書館事務長 白川 智行）